

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

五條市長 平岡 清司

市町村名 (市町村コード)	五條市 (29207)	
地域名 (地域内農業集落名)	土地改良区地区  火打団地(阪合部新田町) 保天山団地(阪合部新田町) 御山団地(丹原町、生子町、阪合部新田町、檜辻町) 靈安寺1団地(靈安寺町) 古田1団地(野原町) 古田2団地(西吉野町奥谷、西吉野町西新子) 牧1団地(牧町) 牧2団地(牧町、湯谷市塚町、西吉野町湯川、西吉野町百谷、西吉野町赤松) 小島1団地(小島町、宇野町、原町) 小島2団地(原町、山田町) 平原団地(百谷町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月27日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

・過去に国営農地総合開発事業により大規模な樹園地が複数造成された。  
・耕作条件が非常に優良なため、他地域に比べれば緩やかだが、当該地区においても耕作者の高齢化が進んでいる。  
・地球温暖化等の影響により、主要生産物である柿に日焼け、病害虫の被害が増えている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

・地区内の話し合いの場等を活用し、より円滑な後継者への引継ぎが行える環境づくりを目指す。  
・特産品の柿を主要産品としつつ、他の生産物への植替え等により、病害虫等による収穫量減少リスクの低減を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	372.81 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	372.81 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・協議の場の開催等により確認した耕作者が管理する農用地と多面的機能支払交付金の対象農用地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・後継者不在農地が現れた際は、農業を担う者への集約を基本としつつ、新規参入希望者へのマッチング等、柔軟に対応する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・集約に当たっては、必要に応じて農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・特になし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・協議の場等を活用した後継者不在農地のマッチング等を検討し、10年後もほぼ全ての区域内農地に耕作者が存在するよう努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・多面的機能支払交付金により農用地の保全管理を行う。